

「丹波篠山市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」 の策定について

1 介護保険事業計画について

国が示す基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る介護給付の円滑な実施に関する計画（市町村介護保険事業計画）を定めるものとする。（介護保険法第117条）

第10期（令和9年度～令和11年度の3か年）についての、事業計画を策定する。

【事業計画で定める主なもの】

- ・日常生活圏域の設定
- ・介護給付費等対象サービスごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ・地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ・介護給付費等対象サービスの円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- ・介護予防・重度化防止等のための取組内容及び目標

2 第9期計画の基本的な考え方

（1） 国の基本方針

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・介護サービス基盤の計画的な整備
- ・介護人材確保・現場の生産性向上

（2） 丹波篠山市の基本方針

基本理念：みんながつながり支え合う
～高齢者がいきいきと安心して暮らし続けられる丹波篠山市～

- ・生きがいを持ち、笑顔で暮らせるまちづくり
- ・住み慣れた地域で、互いを認め合い、安心して暮らせるまちづくり
- ・介護保険事業の安定と充実

3 第10期介護保険事業計画策定の要点

(1) 基本的な考え方

2040年には、85歳以上人口や認知症・独居高齢者が増加する一方で、生産年齢人口の急減が本格化する。地域によって人口動態や高齢化のスピードが大きく異なるため、地域の実情を分析し、中長期的な視点に立った介護サービス提供体制の構築が求められている。本計画は、医療・介護の連携強化、介護人材の確保、現場の生産性向上を柱とし、地域包括ケアシステムをより深化させることを目的とする。

(2) 基本指針見直しの主なポイント

- ① 介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計
- ② 地域の分類に基づくサービス提供体制の確保
- ③ 医療・介護連携の推進
- ④ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等
- ⑤ 認知症施策の推進

(3) 現状の分析及び計画の達成状況の評価等

地域の実態把握、課題分析を関係者で意見交換等を行い、取り組むべき施策とその目標を計画に記載する。計画達成のための進行管理を行い、評価等を行う。

(4) 第1号被保険者介護保険料の設定

介護需要等（給付と負担のバランス、在宅サービスと施設サービスのバランス等）から第10期中の適正な介護保険料の設定を行う。

(5) 他計画との調和等

地域福祉計画など、関連する計画との整合性をはかった計画とする。

4 高齢者保健福祉計画について

老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（市町村老人福祉計画）を定めるものとする。（老人福祉法第20条の8）
※各法令の規定に基づき、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画は一体のものとして作成します。（介護保険法第117条第6項、老人福祉法第20条の8第7項）

5 第10期介護保険事業計画策定部会について

「丹波篠山市介護保険事業運営協議会要綱」第2条により、運営協議会が計画策定の事務を所掌する。